

**令和6年10月分(12月支給)より児童手当の制度が改正されます！**  
 ※支給にあたっては、申請が**必要な方**と**不要な方**がいます。  
 必ず裏面の「申請の要否(フローチャート)」をご確認ください。

### 1. 変更内容

①支給対象児童の拡大

→高校生年代(18歳まで:平成18年4月2日以降生まれ)の児童まで拡大されます。

②所得制限撤廃

→上記①に該当の全世帯を対象に児童手当が支給されます。

③第3子以降の手当額の増額

→30,000円に増額されます。(これまで15,000円)

④多子加算のカウント対象年齢の拡大

→大学生年代(18歳～22歳まで:平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の子まで拡大されます。

◆算定例◆	児童年齢	算定	支給額	児童年齢	算定	支2額
	21歳	第1子	/	23歳	/	/
	17歳	第2子		10,000円		
	14歳	第3子	30,000円	14歳	第2子	10,000円

⑤支給回数を年6回に変更

→偶数月に支給(制度改正後の初回支給は12月です ※これまでは年3回支給)

⑥支払通知書の送付廃止

→児童手当・特例給付を支給する際、支払通知書の送付をもって振込のお知らせを行っていましたが、12月支給分から廃止します。

### 2. 支給額(月額)

児童年齢	改正前(令和6年9月分まで)			児童年齢	改正前(令和6年10月分から)	
	第1子・第2子	第3子	特例給付		第1子・第2子	第3子
3歳未満	15,000円	15,000円	一律 5,000円	3歳未満	<u>15,000円</u>	<u>30,000円</u>
3歳～小学生	10,000円	15,000円		3歳～ 高校生年代	<u>10,000円</u>	
中学生	10,000円					

### 3. 申請方法

裏面に記載の提出書類を郵送もしくは直接、児童育成課へご提出ください。

- ・郵送: 〒099-4192 斜里郡斜里町本町12番地 斜里町役場児童育成課
- ・直接: 役場庁舎1階4番窓口

### 4. 申請期限

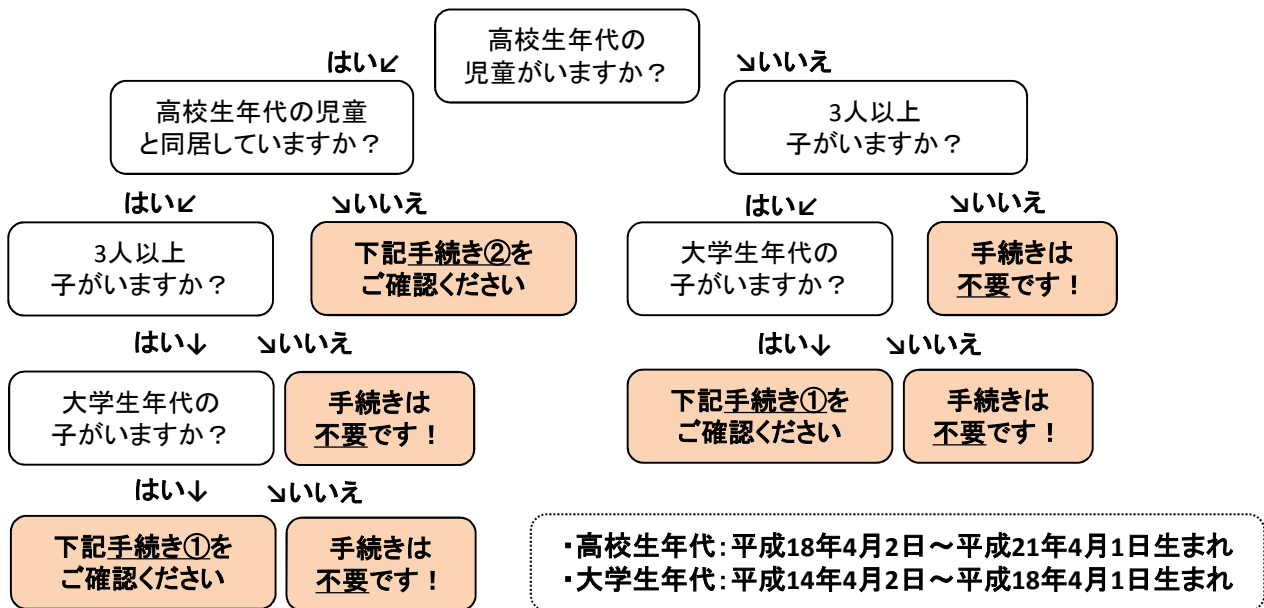
**令和6年10月31日(木)必着**

※制度改正に伴い、申請が**必要な方**が申請期限を過ぎても、令和7年3月31日(月)までに申請いただいた場合は、令和6年10月に遡って認定し支給します。

※令和7年4月1日(火)以降に申請された場合は、申請月の翌月からの支給となりますのでご注意ください。

## 5. 申請の要否(フローチャート)

- 公務員の方は、勤務先にご確認ください。
  - 現在、所得制限により「特例給付」の認定を受けている世帯は、申請不要です。
  - 中学生(15歳年度末まで)までの児童のみがいる世帯は、申請不要です。
  - 0歳～高校生年代の児童がいる場合で、すでに児童全員分について町へ申請済みの世帯は、申請不要です。
- ※上記4は原則、申請不要ですが、高校生年代の児童について過去に手当を受けていない場合や町に申請していない場合は申請が必要な場合があります。
- ※申請不要な方で、増額対象の方は職権で増額とし、額改定通知書を令和6年12月の支給日までに送付します。



## 6. 提出書類(同封書類をご確認ください)

手続き①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「額改定認定請求書(様式第4号)」</li> <li>・「監護相当・生計費の負担についての確認書(様式第6号の9)」</li> </ul> <p>※「監護相当・生計費の負担についての確認書(様式第6号の9)」は、0歳から大学生年代のお子さんの合計が3人以上の場合に提出が必要です。</p>
手続き②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「額改定認定請求書(様式第4号)」</li> <li>・「別居監護申立書(様式第6号の2)」</li> </ul> <p>※「別居監護申立書(様式第6号の2)」は、0歳から高校生年代のお子さんの住民票が斜里町にない場合に提出が必要です。</p>

※上記様式は町ホームページからダウンロードができます。下のQRコードを読み取ってください。  
 ※書類の提出がない場合は、認定及び増額の対応ができませんので、必ずご提出ください。

## お問い合わせ

〒099-4192  
 北海道斜里郡斜里町本町12番地  
 斜里町役場民生部児童育成課  
 TEL:0152-26-8315(直通)  
 FAX:0152-22-2040  
 窓口時間:平日9:00～17:00

町ホームページ  
 ↓QRコード↓



子ども家庭庁ホームページ  
 児童手当制度改正の詳細が確認できます。

子ども家庭庁 →  
 ホームページ →  
 QRコード →

